

※ご好評につき、  
9月に追加開催！

国税庁Q&A、特別措置法、法令解釈通達など

最新の内容を踏まえて開催！

# 消費税率引上げに関する 実務対応のすべて

- 日 時 ●2013年 9月3日 (火) 13:30~16:30
- 会 場 ●東京・飯田橋 『日本出版クラブ会館』 2F 03-3267-6111
- 参加対象●経理・税務・財務部門、経営企画部門、営業部門、法務部門、監査部門ほか
- ご講演者●足立 好幸 氏 税理士法人トラスト 公認会計士・税理士

◆足立 好幸 氏 公認会計士・税理士／税理士法人トラスト・パートナー  
大手監査法人にて監査・上場支援等に従事した後、税理士法人トラストの設立に参画する。トラストでは、「企業価値向上のための税務」を主業務として上場企業グループに専門・特化。近年では、上場企業グループの「M&A」「事業再編」「連結納税」に多く関与している。著書に、『連結納税採用の有利・不利とシミュレーション』(清文社)、『M&A・組織再編のスキーム選択』(清文社)、『グループ法人税制Q&A』(清文社)など多数。

## ◆ 開催にあたって

平成24年8月10日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(改革消費税法)が成立し、消費税率の引上げを平成26年4月1日以後、2段階で行うことが定められました。また、それに伴い業種別、取引別にさまざまな経過措置が適用されることとなります。

会社のすべての取引に関する消費税は税金という問題を超えて会社の業務の全てに関係してきます。例えば、消費税率の引上げをどう価格に転嫁するのか？消費税率の引上げに伴う価格変更を値札、パンフレット、カタログ上、どう表示するのか？請求書の発行をどうするのか？契約書の締結をどうするのか？会計仕訳、申告書作成はどうなるのか？システム変更のポイントは？など様々な実務上の課題が生じます。さらに、例えば、BtoBビジネスとBtoCビジネスで主となる論点が異なるなど、業種別に実務上の重要課題とその対応方法が異なることとなります。

そこで、今回、この消費税率の引上げの概要と経過措置の取扱い、それに伴う実務上の問題点について、業種別の論点を考慮しながら、国税庁Q&A、特別措置法、法令解釈通達など最新の内容を踏まえて解説いたします。

## ●受講料●1名(税込み)

正会員	21,000円	本体価格 20,000円
一般	24,150円	本体価格 23,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者へ FAX いただくか、当会ホームページからお申込みください。

または E-mail にてお送りください。後日、受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX でご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えのないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G  
担当：宇田川 E-mail udagawa@bri.or.jp  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6F  
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

\* 当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込みいただけます。

131509-0601 2013.9.3 (火)			
申込書		消費税率引上げに関する実務対応のすべて	
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

段階的な消費税率引上げの原則的取扱いと経過措置の取扱いを踏まえた、4月1日をまたぐ際の実務対応、パンフレット等の価格表示、請求書及び契約書の作成、会計仕訳及び消費税申告書の作成、システムの改定、転嫁拒否の行為規制など消費税率引上げ時に対処すべき実務上の論点を網羅して解説

<プログラム>

1. 消費税率の引上げの原則的取扱い（5%→8→10%）
2. 経過措置の取扱い
3. 軽減税率の動向
4. 価格変更に伴うパンフレット等の見直しの実務対応
5. 請求書の発行における実務対応
6. 契約書の締結における実務対応
7. 会計仕訳、消費税集計と申告書作成における実務対応
8. 消費税率引上げに対応するシステムの見直し
9. 消費税の転嫁、価格変更の問題について
10. 消費税率の引上げに関する業種別の論点

【質疑応答】